

◎新潟県告示第498号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第3項の規定により準用する第10条の6第2項の規定により、指定事務所登録機関から次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

平成25年4月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名称を変更する指定事務所登録機関  
社団法人新潟県建築士事務所協会
- 2 変更後の名称  
一般社団法人新潟県建築士事務所協会
- 3 変更する年月日  
平成25年4月1日